

2022年度課題別研修「水道管理行政及び水道事業経営」に係る
参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国の水道行政を担う政府及び水道事業体の幹部職員及び実務担当職員を対象に、日本の水道行政に関する経験や技術、水道整備に関する国際的な経験や今後の動向などを紹介する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、公益社団法人 国際厚生事業団（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、1983年の設立以来、国際的な保健・福祉の発展に貢献することを目的として、研修事業、調査、専門家派遣、国際会議等を行い、アジア地域を中心とする開発途上国を対象とした厚生分野の人材育成事業を実施しています。

JICA 事業においては、1989年度から2021年度まで、継続的に本課題別研修「水道管理行政及び水道事業経営」を実施し、計500名以上の研修員を受入れてきたほか、薬事行政の向上を目的とした課題別研修等を実施しています。また、水道分野においては、特定者の職員が JICA 専門家としてアジア地域に派遣された中で、当該国政府との活動の中で課題が明らかとなり、国別研修の要請に至った事例もあります。

特定者は、研修事業を通じた、厚生分野の開発途上国人材育成に係る豊富な知見を有していることから、研修対象者のニーズを踏まえた実践的かつ効果的な研修内容を提供することが可能です。

他方、特定者は、本研修に係る厚生労働省や日本水道協会と普段よりネットワークを有していることに加えて、Zoom 等オンラインによる遠隔研修実施の想定に対し、2021年度以降、多くの遠隔研修を実施しています。

特定者は、本研修の実施に必要な、水道分野及び発展途上国における人材育成・研修実施並びに遠隔研修の運営・実施に係る知見・ノウハウの全てをあわせ持つほぼ唯一の機関であり、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2022年度課題別研修「水道管理行政及び水道事業経営」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり

(3) 実施期間 (2022 年度、予定) :

① (B) コース : 2022 年 10 月下旬~12 月上旬

② (A) コース : 2023 年 1 月下旬~2 月下旬

(4) 契約履行期間 (2022 年度、予定) : 2022 年 8 月下旬~2023 年 3 月中旬

※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

※※COVID-19 感染拡大対策により来日が制限されているため、2022 年度は遠隔 (オンライン) 形式による研修を行います。2023 年度及び 2024 年度は、来日を中心とした研修を実施する予定ですが、今後の状況を見て実施方法を決定します。

2 応募資格

(1) 基本的要件 :

- 1) 業務内容を遂行する法人としての能力を備え、実施体制を構築できる者。
- 2) 2022 年度を第 1 回目として受託し、2024 年度まで計 3 回、同一案件を受託可能である者。本件公募は 2022 年度、2023 年度、2024 年度に実施する研修 (3 回分) を対象に実施しますが、契約は年度ごとに分割して締結します。なお、各年度の契約を締結する際には、前年度の業務実施状況が良好であることを確認のうえで、契約を締結します。(ただし、研修対象国の状況など、予期しない外部条件が生じた場合を除きます。)

(2) 資格要件等 :

- 1) 公示時において、令和 04・05・06 年度の全省庁統一資格の競争参加資格 (以下、「全省庁統一資格」という。) を有する者。
※令和 4 年度は、全省庁統一資格の更新時期にあたるため、更新に係る期間を考慮し、2022 年 4 月 1 日~2022 年 6 月 30 日までの期間に限り、令和元・02・03 年度全省庁統一資格にて代替できるものとする。
- 2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」 (平成 20 年 10 月 1 日規程 (調) 第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者 (以下、「提出者」という。) は、以下のいずれにも該当しないこと、及

び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係

事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(3) その他の要件：

- 1) 業務を総括するための総括責任者を選任し、機構担当者及び関係機関等と密接な連絡を保ちつつ研修業務が円滑に進むような体制を構築できること。
- 2) 本研修受託者は、本研修の主たる講義で講師を派遣する厚生労働省及び日本水道協会等から、事前に協力の承諾を得ていること。
- 3) 業務総括者は水道分野の研修実施、および Zoom 等を利用したオンラインによる研修講師の経験を有すること。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2022年6月24日17時00分必着
	提出場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	提出書類	・ 参加意思確認書（別添2）、同確認書で提出を求められている資料等 ・ 誓約書（別添3）
	提出方法	メール ※下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、同項に記載の両方のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
(2) 審査結果 の通知	通知日	2022年6月30日(木)
	通知方法	メール

(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	請求方法	メール ※下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、同項に記載の両方のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
	請求締切日	2022年7月7日(木)
	回答予定日	2022年7月14日(木)
	回答方法	メール
(4) 提出先・ メールアドレス	〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5 JICA 東京 経済基盤 開発・環境課 (担当: 佐藤) メールアドレス: tictree@jica.go.jp	

【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は3MB以下とすること。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書(別添2)のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト(ギガポッド)のURLと、同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する(ただし、パスワードについては、別メールにて送付する)。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。
- ・上記大容量データ受け渡しサイト(ギガポッド)が利用できない場合は、郵送又は持参で提出すること。
- ・JICA 東京では、受信内容を確認の上、24時間以内に(土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の17時までに)受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から24時間以内の問い合わせは原則受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。

- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2022年度課題別研修「水道管理行政及び水道事業経営」
研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名：

2022年度課題別研修「水道管理行政及び水道事業経営」

(2) 技術研修期間（2022年度予定）

【遠隔研修】

1) (A) コース：2023年1月下旬～2月下旬

2) (B) コース：2022年10月下旬～12月上旬（能力強化研修「水道」と合同実施を予定）

(3) 研修員（予定）

1) 定員

① (A) コース 13名

② (B) コース 12名

2) 研修対象国：

① (A) コース：イラン、イラク、パレスチナ、モロッコ、スーダン、ケニア、マラウイ、タンザニア、ジンバブエ、モザンビーク、ルワンダ、南スーダン

② (B) コース：インドネシア、カンボジア、東ティモール、インド、パキスタン、スリランカ、ミクロネシア、ハイチ、エクアドル、パラグアイ

3) 研修対象組織・対象者：

水道行政を担当する省庁または地方自治体、もしくは水道事業体（公社または民間企業）

水道行政担当省庁または水道事業体で、水道行政、水道事業経営を担当する幹部職員及び幹部候補生（準高級レベルの研修員が望ましい）

水道管理行政、水道事業経営に係る十分な職務経験を持つ者(10年以上の経験が望ましい)

将来に亘り水道分野で活動を行う予定の者

(4) 研修使用言語：英語

(5) 研修の背景・目的

安全な飲料水の確保は、開発途上国における健康・衛生水準の向上に欠くことのできないベーシック・ヒューマン・ニーズであるのみならず、生活水準の向上等にも大きく貢献するものである。しかしながら、開発途上国を中心として安全な飲料水の供給を受けられない人口が11億人にも達しているため、ミレニアム開発目標（MDGs）では、2015年までに安全な飲料水を利用できない人の割合を半減することが目標とされた。また、開発途上国の大都市においては、貧困層の住居が都市周辺部に拡大してきているため水道整備による安全な飲料水の供給が望まれているが、多くの都市では達成できていない。2003年に策定されたエビアン水行動計画では、水に係るグッドガバナンスの促進として、開発途上国が水に関する制度上・技術上の枠組みを策定するためのキャパシティビルディングについて支援することが盛り込まれた。また、2008年に行われた洞爺湖サミットでは、首脳宣言の中で、MDGs達成に向けた取組の再活性化、水に係るグッドガバナンスの促進、キャパシティビルディングの推進が盛り込まれた。良質な水道サービスを安定的に実施するためには、行政・法制度、施設、水質管理、無収水管理等に係る整備、能力向上が必要であるが、多くの開発途上国ではこれらが不足し未だ確立されていない。日本の水道は欧米諸国の水道技術を取り入れ発展しつつも、戦後直後までは開発途上国と類似の問題を抱えていた。その後、経済成長に伴い、水道行政・事業経営・技術を急速に向上させ、公衆衛生と生活環境の改善に大きな役割を果たしてきた。本研修は、上述の通り我が国がこれまでに蓄積してきた水道行政・事業経営・技術に係る知識・経験を活用し、水道管理行政及び水道事業経営に係る能力向上を目的として実施するものである。しかしながら、今年度については、昨年度に引き続き世界的な新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、来日を伴う研修の実施が難しい。したがって、代替手段として遠隔研修を実施することで、講義や討議を通じた水道事業のモニタリングや経営、水安全計画等への理解を深化し、参加国間での知識共創を図ることとする。本事業は、3回の研修を通じてそれらを実施するものであり、2022年度に第1回目研修、2023年度に第2回目研修、2024年度を第3回目研修として実施するものである。

(6) 案件目標

研修員が自己の組織における水道行政、水道事業経営に関連する重要事項（特に水質管理、無収水対策、経営管理）、並びに今後の課題を整理し、具体的に改善案を策定する。帰国後、改善案が関係部局内で共有、更新され、実際に施行されるようになる。

(7) 単元目標(アウトプット)

- ① 安全な水について理解する。
- ② 水道料金・経営 (Sound Management)について理解する。
- ③ 日本の水道事業経営について理解する。

(8) 研修内容

1) 研修項目

- 【討論】 カントリーレポート発表
- 【討論】 インフラープメントプラン作成・発表
- 【講義】 コロナ禍における日本の水道行政・水道供給の歴史と現状
- 【講義】 東京都水道局の経験
- 【講義・討論】 健全な水道事業経営
- 【講義・討論】 アセットマネジメント、危機管理
- 【講義・討論】 官民連携
- 【視察】 研修・開発センター
- 【講義・討論】 公衆衛生と水道事業
- 【講義・討論】 水質管理、水安全計画、PI
- 【講義・演習】 無収水対策と経営、水質との関わり

2) 研修方法

- ア. 講義
- イ. 演習・討論
- ウ. 視察
- エ. レポート作成・発表

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間 (2022 年度、予定)

- ・ 2022 年 8 月下旬～2023 年 3 月中旬
(この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます)
- ・ 2022～2024 年度の実施を予定。業務実施上問題なければ、2023 年度、2024 年度の継続を想定。

(2) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認

- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 19) 閉講式実施補佐
- 20) 研修監理員からの報告聴取
- 21) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 22) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 23) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (3) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上

参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構
東京センター
契約担当役 所長 田中 泉 殿

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2022 年度課題別研修「水道管理行政及び水道事業経営」に係る参加意思 確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 全省庁統一資格（令和 04・05・06 年度全省庁統一資格を有する場合）

登録番号：

※令和 4 年度は、全省庁統一資格の更新時期にあたるため、更新に係る期間を考慮し、2022 年 4 月 1 日～2022 年 6 月 30 日までの期間に限り、令和元・02・03 年度全省庁統一資格にて代替できるものとします。

2 その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況がわかる証明書を提出してください。

以上

提出日： 年 月 日

誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構
東京センター
契約担当役 所長 田中 泉 殿

2022年度課題別研修「水道管理行政及び水道事業経営」の競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住所
法人名
法人番号
役職名
代表者氏名 役職印

1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長 通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応募者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上